

東海市共同企業体取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業の発注する建設工事の施工に際して、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認める場合に結成する共同企業体に関し、その適正な範囲と活用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 経常建設共同企業体

中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

(2) 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体

第2章 経常建設共同企業体

(構成員の資格)

第3条 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 東海市における入札参加資格を有すること。
- (2) 入札参加資格申請をする業種（以下「登録業種」という。）に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 当該許可業種に対応する工事について元請として一定の実績を有すること。
- (4) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者となることができる者が存し、工事施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。

(構成)

第4条 構成は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。
- (2) 当該登録業種について、各構成員が共通して入札参加資格を有していること。
- (3) 市内に本店又は支店若しくはこれに類するものを置く建設業者が、構成員の1者以上であること。
- (4) 構成員は、2者とする。

(結成の制限)

第5条 構成員は、同一業種で2以上の経常共同企業体の構成員となることはできない。

(出資比率)

第6条 構成員の出資比率は、均等割りの10分6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

(代表者)

第7条 代表者は、構成員において決定された者とする。

(入札参加資格審査申請)

第8条 入札参加資格審査を受けようとする経常建設共同企業体は、資格審査申請書に次に掲げる書面を添え、東海市が公告する所定の期日に提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書（様式第1）
- (2) 委任状（様式第2）
- (3) 各構成員が有資格者であることを証明する書面
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(資格審査及び格付)

第9条 資格審査は、東海市建設工事等の入札参加資格審査及び格付要領（以下「資格審査及び格付要領」という。）第6条第1項に準じて行い、格付は、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査に準じて算出した総合数値をもとに、資格審査及び格付要領第6条第2項に準じて行うものとする。なお、経営規模（年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数）の審査、経営状況の評点、技術力の審査及びその他の審査項目（労働福祉の状況、工事の安全成績、営業年数、建設業経理事務士等の数）の評点は、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 経営規模の審査は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員のそれぞれの和を用いて行うものとする。

- (2) 経営状況の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点の平均値によるものとする。
- (3) 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。
- (4) その他の審査項目の評点は、各構成員について算定されるその他の審査項目の評点の平均値によるものとする。

(解散)

第10条 経常建設共同企業体を協定期間内に解散したときは、解散届けを市長に提出しなければならない。

第3章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第11条 特定建設工事共同企業体に対して発注する工事は、大規模工事であって技術的難度の高い工事、その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事で市長が定めるものとする。

(構成員の資格)

第12条 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 東海市における入札参加資格を有すること。
- (2) 発注する工事（以下、この条において「当該工事」という。）に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- (3) 当該工事と同種の工事について、元請として一定の実績を有すること。
- (4) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。
- (5) 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定に基づく指名の停止をされ、若しくはこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (6) 経常建設共同企業体でないこと。

(構成)

第13条 構成員の数は、2者とする。ただし、市長が必要と認める場合は、3者とすることができる。

2 構成員は、一の発注する工事につき、二以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

(構成の方法)

第14条 特定建設工事共同企業体の構成の方法は、次のとおりとする。

区 分	方 法
構成員通知方式	共同企業体の構成員の一方となる者を選定して通知を行い、その者と一定の要件を満たす者との間で、任意に結成する企業体を募るもの
代表通知方式	共同企業体の代表となる者を選定して通知を行い、その者と一定の要件を満たす者との間で、任意に結成する企業体を募るもの
公示募集方式	対象工事及び入札参加資格等を公示して、競争入札に参加を希望する企業体を募るもの

(構成員通知方式)

第15条 前条に規定する構成員通知方式による場合は、構成員の一方となるA等級又はB等級15者以上を選定し、構成員選定通知書(様式第3)により通知するとともに、選定した業者名及び内容を選定構成員一覧表(様式第8)により公表するものとする。

2 前項に規定する構成員以外の構成員は、経営事項審査結果通知書(以下「経営事項審査」という。)の経営状況の評点Yの数値が450点以上のA等級の者とする。ただし、経営事項審査の経営状況の評点Yの数値が450点未満のA等級の者にあつては、3割の履行保証を付すことを条件に前項に規定する構成員以外の構成員とすることができる。なお、必要があるときは、地域を限定するとともに、経営事項審査の総合数値等による制限を付することができる。

3 第1項に規定する構成員の選定は、東海市指名審査会に諮り決定する。

(代表通知方式)

第16条 第14条に規定する代表通知方式による場合は、代表者となるA等級15者以上を選定し、代表構成員選定通知書(様式第4)により通知するとともに、選定した業者名及びその内容を選定構成員一覧表(様式第8)により公表するものとする。

2 代表者以外の構成員は、経営事項審査の経営状況の評点Yの数値が450点以上の者とする。ただし、経営事項審査の評点Yの数値が450点未満の者にあつては、3割の履行保証を付すことを条件に代表者以外の構成員とすることができる。また、

代表者以外の構成員は、A等級の者とする。ただし、市内に本店又は支店若しくはこれに類するものを置く者が代表者以外の構成員となる場合は、B等級の者としてすることができる。

なお、必要があるときは、地域を限定するとともに、経営事項審査の総合数値等による制限を付することができる。

3 第1項に規定する代表者の選定は、東海市指名審査会に諮り決定する。

(公示募集方式)

第17条 第14条に規定する公示募集方式による場合の企業体の結成は、A等級2者の任意結成とする。

ただし、市内に本店又は支店若しくはこれに類するものを置く者が構成員となる場合は、A等級1者とB等級1者の任意結成とすることができる。

なお、必要があるときは、地域を限定するとともに、経営事項審査の総合数値等による制限を付することができる。

2 構成員を3者とする場合は、市長が別に定める。

3 公示募集方式による場合は、あらかじめ次に掲げる事項を東海市公告式条例（昭和44年条例第1号）の定めるところにより公告しなければならない。

- (1) 企業体の結成に関する事項
- (2) 第12条に掲げる事項
- (3) 入札参加資格審査申請の方法等

(入札参加資格審査申請)

第18条 第15条の構成員通知方式、第16条の代表通知方式又は前条の公示募集方式により結成された企業体が、入札参加を希望するときは、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第5）に次に掲げる書面を添え、指定する日時までに提出するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第6）
- (2) 委任状（様式第7）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(出資比率)

第19条 構成員の出資比率は、第6条の規定を準用する。

(代表者)

第20条 代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大としなければならない。

(資格の決定)

第21条 第18条に規定する申請書が提出されたときは、当該企業体の資格を審査のうえ入札参加者資格者に決定するものとする。

(格付)

第22条 特定建設工事共同企業体の格付は、A等級とする。

(調査及び指導)

第23条 特定建設工事共同企業体の適性な運営を確保するため、必要に応じて工事の施工体制及び運営状況について、調査し、指導するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 東海市共同企業体取扱要領（平成元年2月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要領施行の際、既に結成中の共同企業体については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市共同企業体取扱要領の規定は、この要領の施行の日から適用し、同日前に契約したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。